福知山市人権ふれあいセンター条例

昭和 43 年3月 30 日 条例第33号

改正 昭和 52 年4月条例第9号

> 昭和 58 年 10 月1 日条例第 10 号 平成 14 年3 月 27 日条例第 38 号 平成 17 年 12 月 27 日条例第 87 号

昭和54年9月20日条例第8号

(設置)

第1条 本市は、基本的人権尊重の精神に基づき、すべての人の人権が尊重される社会 の実現に寄与するとともに、市民の福祉の向上及び市民に対する人権啓発の推進並びに 市民交流の促進を図るため、福知山市人権ふれあいセンター(以下「センター」という。)を 設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 センターは、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会調査及び研究事業
- (2) 相談事業
- (3) 地域福祉事業
- (4) 人権啓発及び広報活動事業
- (5) 市民交流事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 市長は、センターの運営に支障のない限り、建物及び附属設備を公衆集会の用に 供する。ただし、市長が不適当と認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定によりセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならな い。

(使用料等)

第5条 使用料は、無料とする。

2 使用者は、市長が特に指定した場合においては、電気、ガス、水道、燃料等の実費を納 付しなければならない。

(使用者の遵守事項等)

第6条 使用者は、市長の指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって 使用しなければならない。

2 市長は、使用者がこの条例若しくはこれに基づく規則に違反若しくは違反するおそれの あるときは、使用の許可を変更又は取り消すことができる。

(賠償責任)

第7条 使用者は、使用中に建物及び附属設備を損傷又は滅失したときは、市長の定める 損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(夜久野町の編入に伴う経過措置)

2 夜久野町の編入の日前に、夜久野町隣保館条例(平成9年夜久野町条例第 15 号)の 規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたもの とみなす。

附 則(昭和52年4月条例第8号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和 52 年4月規則第4号で、同 52 年4月 30 日から施行)

附 則(昭和54年9月20日条例第8号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和 54 年 10 月規則第 13 号で、同 54 年 10 月1日から施行)

附 則(昭和58年10月1日条例第10号)

この条例は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則(平成 14 年3月 27 日条例第 38 号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日条例第 87 号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
福知山市人権ふれあいセンター 南佳屋野会館	福知山市字前田 33 番地
福知山市人権ふれあいセンター 下六人部会館	福知山市字長田 2618 番地
福知山市人権ふれあいセンター 堀会館	福知山市字堀 2539 番地
福知山市人権ふれあいセンターさわやか館	福知山市夜久野町板生 2281 番地
福知山市人権ふれあいセンターきらめき館	福知山市夜久野町額田 429 番地